

B 地区藤沢福祉向上活動グループ等への援助規定

本規程は、B 地区藤沢自治会会員間の繋がり粹を深め、より良い生活を実現するため、当自治会では福祉向上（交流助け合い等のグループ活動をいう）活動に対して援助を実施する。

また、老人クラブを含んだB 地区藤沢の福祉向上活動グループ等（以下福祉活動グループと言う）への援助助支援についての実施要領を定める。

1. 目的

当B地区藤沢自治会内の福祉活動グループに対して、その活動を支援し、福祉活動グループの活動の充実と、健全にして豊かな会員の福祉向上に寄与することを目的とする。また、対象はB地区藤沢自治会会員とする。

2. 在来経過

当B地区藤沢自治会内の老人クラブは、昭和62年10月に第10期の役員会が、老人クラブ設立準備会を設置し、の高齢者の調査、会則原案の作成、（親和会）の決定、役員、人事及び、具体的活動方針その他を決定し、昭和63年4に発足した。

また、平成18年頃より社会環境や年齢構成が変化する中で、平成20年頃よりB地区藤沢自治会会員内から自発的に福祉向上（交流・助け合い等）に取り組むグループが活動を始める。

3. 担当部門及び業務内容

福祉活動グループ及び補助金対象グループの窓口部門は、福祉部とする。また、その業務内容は次の通りとする。

(1) 老人クラブと湘南大庭地区社会福祉協議会との関連については、福祉部が老人クラブの代行として都度対応する。

(2) 福祉活動グループ申請条件の確認

① 福祉活動グループは、申請書（別添）を期首に福祉部長に申請する。但し老人クラブ以外は、グループとして15世帯以上のメンバー構成とする。

申請書には、構成メンバーの氏名及び住所を添付する。

② 福祉活動グループは、期末に報告書（別添）を福祉部長に提出する。

③ 自治会より活動費として補助金を支給する。（別項参照）

④ 福祉活動グループの補助金申請書の提出は年度毎とする。

⑤ B地区集会所年間使用予約

福祉部長は期首に、自治会役員会で承認された福祉活動グループ作成の「年間活動計画」で集会所使用を確認し、集会所運営部長に使用予約の申込をする。

尚、福祉活動グループが直接集会所運営部長に集会所使用の予約をすることを妨げない。

(3) 連絡会の運用

自治会と福祉活動グループは、当規格第 1 条の目的を達成するため日頃より意志の疎通を図り、年 3 回（目安 4 月、10 月、1 月）連絡会を開催して福祉に関する諸問題を協議し、会員の福祉の向上に努める。

4. 補助金の支給自治会からの補助金支給条件は、下記項目を基本とする。

- (1) 1 口 2,000 円 総額 20,000 円を限度とする。
- (2) 1 グループ最高 3 口を基本とし、最高 5 口を限度とする。
- (3) 福祉活動グループが補助金を必要とする場合は、申請書を福祉部長に提出する。
提出期限は年度末の 1 月末とする。但し、初回の申請については年度途中も可とする。
- (4) 提出された申請書は、受領した自治会役員会で審議し予算計上のうえ、新年度の役員に引き継ぐ。新年度役員は役員会で審議し決定のうえ、結果を申請者に通知する。
- (5) 福祉部長は、年間補助金総額を会計に提出し補助金を受取り、申請グループに交付して受領書を受領し、会計に提出する。
- (6) 活動報告は 1 月末に所定の様式又はこれに準ずる様式も可とし福祉部長へ提出すること。

5. 予算措置

福祉活動グループに対する補助金予算は、福祉部の事業費として計上する。
補助金総額が越えた場合は、当該自治会役員会で審議し方向性を決定する。

6. 附 則

- (1) 本規程は、老人クラブに対する援助規程がないため、慣例に従い福祉部の申し送り事項として実施してきたが、管理の充実を図るため規程化したものである。
- (2) 本規程は、役員会で審議決定し、平成 8 年 1 月 13 日発効とする。
- (3) 本規程の改訂は、役員会で決定する。又、その改訂履歴は、本規程末尾に注記するものとする。
- (4) 第 31 期より老人クラブ援助規程の見直しについて申し送り事項が出され第 32 期自治会にて、検討し平成 22 年 2 月定例役員会にて改訂案を審議、決定をし第 33 期通常総会で報告する。
- (5) 補助金の金額等につき第 39 期自治会にて検討し、平成 29 年 2 月の定例役員会にて改訂案を審議決定し、第 40 期通常総会で報告する。

注 1 平成 10 年 4 月 5 日総会決定、改訂部分については平成 11 年 4 月 1 日より発効とする。

注 2. 平成 22 年 3 月 28 日総会で承認、改訂部分については平成 22 年 4 月 1 日より発効とする。

注 3. 平成 29 年 3 月 26 日総会で承認、改訂部分については平成 29 年 4 月 1 日より発効とする。

B 地区藤沢福祉向上活動助成金申請書

申請日 年 月 日

福祉部長殿

グループ名 代表者

住所・電話番号

| 取組内容 | | | | | | | | | | | | |
|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|
| | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 |
| 4月 | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |

上記の年間活動を予定していますので、補助金を申請致します。

補助金 口 円

(添付資料) 構成メンバーの氏名及び住所 特記事項

B 地区藤沢福祉向上活動助成金報告書

申請日 年 月 日

福祉部長殿

グループ名 代表者

住所・電話番号

| 取組内容 | | | | | | | | | | | | |
|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|
| | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 | 回数 | 参加人数 |
| 4月 | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |

上記の年間活動をしましたので、報告を致します。

(添付資料) 構成メンバーの氏名及び住所 特記事項